

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和6年12月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	欠席

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	田中 幸子	2番	宮田 孝
----	-------	----	------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第41号議案から第44号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は分家住宅です。

【議案説明】

 借人は岐阜県で夫と二人で生活しております。将来の子育てのことを考えると、現在の住まいが手狭になるため、また、実家附近で生活することで今後、両親の面倒を見られるようになるため、申請地で分家住宅を建てることとなりました。

 地図資料の4ページを御覧ください。申請地の雨水は集水桝で集めて西側水路へ排水します。汚水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水とともに放流します。

 農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側7番、オー（ア）－b、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので第2種農地に該当します。許可基準は右側の10番、イー（イ）－c－（e）、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

 続いて番号2番。転用の目的は 受電設備の設置です。

【議案説明】

 譲受人は申請地の南側で自動車部品製造業を営む法人です。譲受人が現在業務で使用している変電設備が老朽化により、時

折停電が発生する等で業務に支障が出ております。新しい受電設備を必要としていたところ、本社の北側に隣接する土地所有者と話がまとまり、本申請となりました。

地図資料の9ページを御覧ください。申請地の周囲にはフェンス等を設置します。申請地の雨水は新設側溝で集めて、本社の既設側溝へ接続して排水します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書3ページをご覧ください。番号3番。こちらは令和6年8月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は駐車場です。

【議案説明】

譲受人は、包装用資材の販売製造等を営む法人で、申請地の近くに営業所及び倉庫を構えています。令和2年頃、譲受人は従業員用駐車場が不足し土地を探したところ、譲渡人から申請地を貸してもよいとの話があり、令和3年から申請地を従業員用の駐車場として使用しておりました。しかし、申請地が農地であり、農地法等の手続きがされていない状態であることを知り、適法の状態で使用するため本申請となりました。

本申請地は昭和48年ごろから農地法の手続きを行わずに駐車場として使用していたため、土地所有者からその旨の始末者が添付されております。

地図資料の13ページを御覧ください。申請地の雨水は敷地内で自然浸透にて処理をします。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超

えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

番号4番。転用の目的は駐車場です。

【議案説明】

譲受人は申請地付近で自動車整備工場を事業主として営んでおります。また、申請地の西側隣地で自宅を建築しております。自動車整備業の事業が拡大しており、お客様から預かる整備車両が年々増えてきており、現在の駐車スペースでは不足し、車の出し入れに伴い一時的に道路上に停車する必要がある、近隣住民にご迷惑をおかけしている現状です。新しい駐車スペースを必要としていたところ、譲渡人と話がまとまり、本申請となりました。

地図資料の16ページを御覧ください。申請地の雨水は自然浸透にて処理をし、処理しきれない場合は現在建築している西側自宅の集水桝を介して北側水路へ放流します。汚水の排水はございません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書4ページをご覧ください。番号5番。本案件は一時転用となっております。転用の目的は地盤調査です。

【議案説明】

借人は名古屋市で樹脂製品製造業を営む法人です。現在、申

請地で工場新築を計画しており、土地の地質や強度等を調査する必要があり、ボーリング調査等の地盤調査を行うため本申請となりました。

地図資料の19ページを御覧ください。本事業は地質調査のみで、土地の整地や造成等を行わないため、雨水の処理等も現在と同じように処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、アー（ア）、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で農用地区域内農地に該当します。許可基準は右側の1番、アー（イ）－c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。

番号6番。転用の目的は地盤調査です。

【議案説明】

借人は小牧市で金属加工用切削工具の製造等を営む法人です。現在、申請地で本社工場新築を計画しており、土地の地質や強度等を調査する必要があり、ボーリング調査等の地盤調査を行うため本申請となりました。

地図資料の31ページを御覧ください。本事業は地質調査のみで、土地の整地や造成等を行わないため、雨水の処理等も現在と同じように処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、アー（ア）、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で農用地区域内農地に該当しま

す。許可基準は右側の1番、ア－(イ)－c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。

議案書の5ページをご覧ください。第42号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてです。

議案書の6ページをご覧ください。番号1番。

相続人が相続した農地について、相続税の納税猶予の適用を受けるため、本証明願の申し出がありました。申出地は稲作を行っており、適正に耕作がされておりました。

続いて議案書の7ページをご覧ください。第43号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

議案書の8ページを御覧ください。今月の案件は3件で、全て相対での利用権設定となります。整理番号1番から3番が城東地区の案件となります。

議案書の9ページをご覧ください。第44号議案、地域計画の策定に伴う農業委員会の意見決定についてです。

犬山市の地域計画ですが、犬山市内で6つの地区に分けて地域計画を策定する予定でございます。具体的には、犬山地区、城東地区、今井地区、羽黒地区、池野地区、楽田地区の6つの地区になります。6つの地区につきましては、記載の内容はほとんど同じですので、犬山地区を元に説明させていただきます。

まず、地域計画は10年目標の計画のため、当地域計画の目標年度は令和16年度となります。犬山市の犬山地区における地域計画ということで、地域名の欄のところに、対象の農地組

合を記載しております。

続いて1番、地域における農業の将来のあり方の、地域計画の区域の状況ということで、犬山地区内の農地等の面積を計上しております。犬山地区は白地と青地合わせて95.2haとなっております。その下には、地区内の農地面積のうち、農用地区域内農地の面積について、田や畑、規模縮小の意向がある農地等の合計面積を計上しております。

続いて、地域農業の現状及び課題というところでは、地域計画の従前の計画である人・農地プランでの記載内容や、今年度の8月に委員の皆様にもご出席していただきました地域の座談会で出たご意見を簡単にまとめております。

続いて2番、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、対象地域の農地の集積や集約についての目標値を設定しております。犬山市に限らず、他の市町におきましても、基本的には愛知県農地中間管理機構への貸し付けをもとに地域の担い手へ農地を集積集約化していくということを目指して、集積目標については、現在の集積率が39.6%で、将来の目標とする集積率は50%と設定しております。他の地区におきましても、地区ごとの集積率というのが設定されております。この集積率というのは、基本的に利用権設定をしている面積を集計したものになり、現在の集積率に15%から20%上乗せしたものを目標値として設定しております。

続いて3番、農業者及び区域内の関係者が2番の目標を達成するためとるべき必要な措置ということで、こちらは5項目ございます。

1つ目、農用地の集積、集団化の取り組みです。地区計画自体は犬山市が策定しますが、農業委員会やJA等の他組織と連携して、貸し付けの相談等を含めて地域の担い手への集積集約化を進めると記載しております。

2つ目の農地中間管理機構の活用方法については、土地所有者さんからの意向を踏まえながら、農業委員会、JA等と連携

して地域内の農地の集約を進めていくということを記載しております。

3つ目の基盤整備事業への取組ということで、犬山市内では水田が多くを占めるため、用水路の修繕や改修等が主になると思います。従前の通り、地域の土木要望に応じて、各種基盤整備事業の活用を努めるということで記載しております。

4つ目の多様な経営体の確保、育成の取り組みについては、今後、担い手さんが不足していく地域につきましては、愛知県や農業委員会、JA等と連携して、経営体の確保、育成を通して将来的な主要な担い手になるための支援をしていくということを記載しております。

5つ目農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組ですが、基本的に犬山市では主要な担い手に農地を貸し付けていくという形で農地の管理、保全を計画しており、農作業委託等を中心に据えるわけではないため、こちらについては特になしと記載しております。

続いて任意記載事項についてですが、座談会で地域の方から出てきたご意見や、従前の人・農地プランの内容を踏まえて該当する項目についての取り組み内容をより具体的に記載しております。

次に4番の地域内の農業を担う者一覧、目標地図に位置付ける者というところで、該当地域の主要な担い手さんを記載しております。こちらの担い手さんに今後、農地を集積集約化していくということで位置付けております。犬山地区ですと9経営体ございまして、現状の経営面積37.7ha、こちらが9経営体に対して利用権設定等で貸し付けがされている農地面積ということになります。表の右側には本計画の目標年度である令和16年度時点の集積集約化の状況を記載しております。各経営者の経営面積に増減があると思いますが、こちらは直接経営者さんに聞き取りをした内容を元に目標値ということで設定しております。

続いて5番の農業支援サービス事業者一覧ですが、犬山市内

では農業支援サービスを行う民間の事業者はいませんので記載しておりません。

次に、6番の犬山地区の目標地図ということで、先ほど、4番で地域内の農業を担うものの一覧として計上しております経営体が現在耕作をしている状況をお示ししております。8月に行いました座談会で、今後の集約や集積を見据えて担い手さんごとのエリア分けについて確認をさせていただいたところ、多くの担い手さんがエリア分けまでは不要ということで、地図内でエリアを分ける目標地図にはなっておりません。あくまで、現状利用権設定をして、実際に耕作をしている担い手さんごとの場所の地図ということになります。

最後に7番、基盤法第22条の3、地域計画に係る提案の特例を活用する場合には、以下を記載してくださいということですけれども、犬山市内では活用計画はありませんので記載はしておりません。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第41号議案から第44号議案までの説明がありました。これにつきまして質問とかご意見はございませんでしょうか。

議長 私から1つよろしいでしょうか。2ページの整理番号2番です。農業用倉庫の始末書添付のお話が先ほどありましたが、手続きが必要な場合と不要な場合の違いはなんですか。

事務局 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、農業用倉庫を建てられる場合、基本的には手続きが必要になります。農業用倉庫の面積が200㎡未満のものに関しましては、農地法の届出による手続きをしていただきます。ただ、200㎡を超える場合は、農地転用の許可申請手続きが必要になります。市街化区域内であれば、大きさに関係なく届出で済むということになります。

また、土着させない倉庫を置く場合ですとか、自分で木材等で組み立てて倉庫を建てる場合であっても、基本的には都市計画法の規制を受ける対象の建築物になる可能性が高いので、農業用倉庫についてご相談があった際には、我々農業委員会と、都市計画課の方にもご案内をして、いずれの法律に対しても適正に処置できるよう指導させていただいております。

議長 ありがとうございます。基本的にはすべて手続きが必要だということですね。もし皆さんに相談がありましたら、原則手続きが必要というお話だけでもしてあげてください。

それともう1つ、4ページの5番と6番の使用貸借権と賃借権、この2つの違いを教えてください。

事務局 はい、会長の質問にお答えします。

どちらも賃借することには変わりはないんですが、賃借権の方はお金のやりとりが発生します。一方、使用貸借権はお金のやりとりが発生しない内容になっております。以上です。

議長 ありがとうございます。もう1つだけ、6ページの相続税の納税猶予について、制度の説明を簡単をお願いします。

事務局 ご質問にお答えさせていただきます。

相続税の納税猶予ですが、被相続人の方が従前農地を耕作しており、この方が亡くなられた際に、相続人が農地を相続されるんですけども、その際に相続税を納めることとなります。ただ、相続人が農業経営を引き継いで、農地を従前の通り管理する場合、本案件のように農業委員会に証明願を提出し、総会で審査し、発行された証明書を税務署へ提出をすると、相続税の納税が猶予されるということになります。本来ですと納めないといけない相続税を、一旦は納めなくてもよくなるのですが、相続税の納税猶予を受けた後に、3年ごとに対象地の耕作状況を農業委員会の方が現場確認を行いまして、農業委員会が

発行する引き続き農業を行っている証明書を税務署へ提出することを、猶予期間中続ける必要がございます。最終的にこの相続税が免除されるのは、相続人がお亡くなりになったときということになります。以上です。

議長 相続税の納税猶予の趣旨等を教えてください。

事務局 制度趣旨としましては、たくさんの農地を相続される方を想像していただきたいんですけども、たくさんの面積を相続された場合、相続税というのが多額になる可能性があります。そうすると農地を売買して相続税を納める方もいらっしゃると思います。これがいわゆる農地の細分化につながることから、国の政策として農地の細分化を防ぐという目的で農業者さんに対する特例として猶予制度があります

議長 市街化区域の農地でも本制度を受けることができますか。

事務局 市街化区域は基本的には納税猶予の制度を受けることができないんですけども、例外的に、都市計画法に基づく生産緑地の決定により生産緑地に指定された土地は納税猶予を受けることができます。その場合、生産緑地と納税猶予の双方の確認をすることになります。以上です。

議長 ありがとうございます。

他に皆さんご質問ご意見、よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、15時00分まで地区審議をお願いします。

午前14時45分 地区審議

午前15時00分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第41号議案に入りますが、本議案には河村委員と松山委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、河村委員と松山委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【河村委員 松山委員 退席】

議長 第41号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番、2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 3番、4番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

3番、4番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 5番、6番について、楽田地区の内容となりますが、河村委員は一時退席であり、かつ、田中 隆委員は本日欠席のため、楽田地区の委員は不在となることから、本申請については、中立委員の田中 幸子委員より意見をお願いします。

田中委員 中立委員の田中です。

楽田地区の委員からの異議は特にないとのことですので、5番、6番について可と認めます。

議長 ありがとうございました。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第41号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
河村委員と松山委員は席へお戻りください。

【河村委員 松山委員 着席】

議長 続いて第42号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について意見の決定を求めます。

1番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ありがとうございます。

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第42号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて、第43号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番から3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
1番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第43号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて、第44号議案、地域計画の策定に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。
犬山地区の地域計画について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です。
地区審議の結果、可と認めます。

議長 城東地区の地域計画、今井地区の地域計画について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
地区審議の結果、可と認めます。

議長 羽黒地区の地域計画について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。
地区審議の結果、可と認めます。

議長 池野地区の地域計画について、池野地区お願いします。

宮島委員 7番の宮島です。

地区審議の結果、可と認めます。

議長 楽田地区の地域計画について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。
地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第44号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告します。議案書の10ページをご覧ください。報告第18号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は2件です。

議案書の12ページをご覧ください。報告第19号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は5件です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。
これで本日予定しました案件は全て終了しました。
これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。